

令和 7 年 3 月 1 2 日 宣告

令和 6 年(わ)第 4 0 0 号、第 5 2 4 号 出入国管理及び難民認定法違反、建造物侵入、窃盗被告事件

判 決
主 文

5

被告人を懲役 3 年 6 月に処する。

未決勾留日数中 1 1 0 日をその刑に算入する。

理 由

(罪となるべき事実)

10 第 1 被告人は、ベトナム社会主義共和国の国籍を有する外国人であり、平成 3 1
年 4 月 1 4 日、同国政府発行の旅券を所持し、鹿児島県霧島市所在の A 空港か
ら在留資格「技能実習 3 号ロ」及び在留期間「1 年」の許可を受けて本邦に入
って在留していた者であるが、令和 2 年 2 月 1 7 日、法務大臣の委任を受けた
福岡出入国在留管理局長から在留資格の取消しを受けたのに、令和 6 年 9 月 3
15 日まで本邦内に留まり、もって在留資格の取消し後、不法に本邦に残留したも
のである。

第 2 被告人は、B 及び氏名不詳者と共謀の上、窃盗の目的で、令和 6 年 5 月 8 日
午前 1 時 3 5 分頃から同日午前 2 時 9 分頃までの間に、有限会社 C 経営者 D が
看守する熊本県上益城郡 a 町大字 b c 番地所在の同社敷地内に外壁を乗り越え
20 て侵入し、その頃、同所において、同人管理の盆栽 3 3 点（販売価格合計約 1
8 8 0 万円相当）を窃取したものである。

(事実認定の補足説明)

判示第 2 に係る窃盗の被害額については、被害届を提出した被害会社の関係者
が、各盆栽の樹種、樹齢などの特徴とともに販売価格を具体的に説明し（甲 1
25 7）、同説明は十分信用できることから、公訴事実記載のとおり認定した。

(量刑の理由)

本件侵入盗に関し、被害額は約1880万円とかなり高額である上、複数人が関与し、事前の役割分担を取り決めるなどして計画的に行われたのであるから、態様は相応に悪質である。被告人は、お金欲しさに当該犯行に及んだもので動機に酌むべき点はない。ただし、被告人は、被害現場へ向かう自動車の中で自身の役割、すなわち、共犯者が被害会社の敷地に侵入して盗み出した盆栽を自動車まで運ぶという役割を聞いたもので、受け取った報酬は8万円と被害額に比すれば小さいことから、犯行の主導的立場にはなかったといえる。

本件不法残留に関し、その期間は4年以上と相応に長い上、経緯や動機に酌むべき点は見当たらない。

以上に鑑みると、犯情は悪く、侵入盗に係る被害弁償がなされていない中で刑の執行を猶予することは困難である。

その上で、被告人が罪をいずれも認めて反省の弁を述べ、被害会社に対し、不十分ながらも20万円の被害弁償を申し出ていることや、被告人に前科前歴がないことなどを可能な限り考慮し、主文の刑に処することとした。

(求刑—懲役5年)

令和7年3月12日

熊本地方裁判所刑事部

裁判官 鈴木 和彦